# 令和5年度男鹿市一般会計補正予算(第4号)の概要について

令和5年8月21日 (単位:千円)

#### 一 予算規模

補 正 額 補 正 後 の 規 模 前年度 9 月補正(5 号)後予算との対比 1 3 3, 0 0 0 1 8, 1 6 2, 5 0 0 1, 0 3 0, 4 0 0

# 《補正予算の財源》

特定財源

27, 144

1, 180 7, 244 17, 200 1, 520

1 1 7, 1 4 0

 $\triangle 11$ , 284

# 一般財源

繰越金市債

105,856

(参考) 財政調整基金現在高

1, 905, 038

#### 二 補正予算の内容

今回の補正予算は、7月14日からの大雨による被害対策として、住宅被害を受けた世帯の生活基盤の再建を支援する「被災者生活再建支援事業」、被災農業者の経営再建を支援する「農業経営等復旧・再開支援対策事業」、公共施設や土木・農林関係施設の復旧に要する経費のほか、若美庁舎の非常用自家発電設備を更新するための経費、台湾定期チャーター便就航に伴うインバウンド需要を取り込むための経費、晩霜の被害を受けた梨農家への支援に要する経費などを計上した。

# I 7月14日からの大雨による被害対策

(1)災害見舞金事業 650

異常な自然現象による災害又は火災により生ずる不慮の被害を受けた罹災者に対し、見舞金を支給する。

- ・半 壊 1件×100,000円=100,000円
- ·床上浸水 11件× 50,000円=550,000円
- 財源 一般財源

# (2)被災者生活再建支援事業

6, 993

床上浸水・準半壊以上の被害を受けた住宅(住家)について、生活基盤の再建に向けた支援を行う。

- ①被災住宅応急修理事業
  - ・事業内容 災害救助法に基づき、準半壊(床上浸水)以上の被害を受けた住宅 の、床、壁、建具、給湯器、風呂、台所、トイレ等の生活に不可欠 な箇所の応急的な修理に対し助成する。
  - ・補 助 額 中規模半壊 上限:706,000 円 準半壊(床上浸水) 上限:343,000 円
- ②災害復旧住宅リフォーム助成事業
  - ・事業内容 床上浸水以上の被害を受けた住宅の20万円以上を要するリフォーム 工事に対し助成する。
  - ・補助率 工事費の10%、上限100,000円 (県助成は50万円以上の工事、補助率:10%、上限80,000円)
- ③被災者生活再建支援事業
  - ・事業内容 準半壊(床上浸水)以上の被害を受けた世帯の、新たな住宅の建 設・購入、賃貸住宅への入居(市営住宅を除く)などに対し助成す る。
  - ・補助額 住宅建設・購入 1,000,000円 賃貸住宅入居 250,000円
- ※①~③の財源:一般財源

# (3)観光施設指定管理料 (温浴ランドおが、夕陽温泉 WAO)

3.002

断水対策として、市の要請により無料開放した温浴施設の指定管理者に対し、減収相当額を指定管理料として補填する。

- ・減収相当額 温浴ランドおが:1,554 千円、夕陽温泉 WAO:1,448 千円
- ・無料開放期間 令和5年7月16日~31日
- •財源 一般財源

#### (4)農業経営等復旧・再開支援対策事業

823

債務負担行為 7,718

被災農業者等の経営再開に向けた取組に対し、県と協調し支援を行う。

- ①園芸作物等の防除等対策支援
  - ・助成対象 被害認定を受けた農業者
  - ·助成内容 薬剤·追肥等経費
  - ・補助率 5/6 (県1/2、市1/3)
- ②園芸作物等の種苗購入支援【債務負担行為】
  - ・助成対象 減収率20%以上の圃場を有する、被害認定を受けた農業者
  - ・助成内容 来年の園芸作物等種苗購入費
  - •補助率 5/6 (県1/2、市1/3)
- ③大豆の種子購入支援【債務負担行為】
  - ・助成対象 減収率 20%以上の圃場を 1 ha 以上有する、被害認定を受けた農業者
  - ・助成内容 来年の大豆種子購入費
  - •補助率 2/3 (県1/3、市1/3)
- ※①~③の財源:県支出金、一般財源

#### (5)農業・漁業経営フォローアップ資金(令和5年大雨災害)利子補給事業

65

債務負担行為 1,871

被災農業者の経営再建を無利子融資により支援するため、融資機関に対し県と協調して利子補給を行う。

- ·融資限度額 個人 500 万円、法人 2,500 万円
- 貸付利率 無利子
- ・資金使途 災害に起因する経営維持に必要な経費
- · 財 源 県支出金、一般財源

#### (6)農林業関係施設災害復旧事業

29.450

農地及び農業用施設の復旧に要する原材料の支援、林道・宅地裏山法面の崩落箇所の復旧、県営治山施設の応急復旧を行う。

- ・事業内容 農地・農業用施設 25か所(山砂・板材等材料支給、土砂撤去) 裏山法面・県営治山施設 13か所(崩落土砂撤去、法面養生等) 林 道 2か所(応急復旧、崩落路肩法面復旧)
- 財 源 一般財源

#### (7) 現年公共土木施設災害復旧事業

10.024

土木施設等の復旧を図るため、測量設計業務を行う。

- ・事業内容 測量設計業務 仁井山北町線 外13か所(道路5か所、河川9か所)
- •財源 一般財源

#### (8) 単独災害復旧事業

18. 212

土木施設等の復旧を図るため、法面補修、崩落土砂撤去、測量設計業務を行う。

・事業内容 法面補修等 仁井沢開線 外 18 か所

崩落土砂撤去等 久貫線 外 22 か所

測量設計 仁井沢開線 外6か所

•財源 一般財源

# (9) 男鹿中屋内ゲートボール場敷地内通路法面復旧工事

1, 447

男鹿中屋内ゲートボール場敷地内通路の法面について、復旧工事を行う。

- ・工事請負費 1,397 千円 (通路法面復旧工事)
- ・フェンス撤去及び砕石敷き手数料 50 千円
- •財源 一般財源

#### (10) 脇本城跡災害復旧事業

3, 080

脇本城跡内の菅原神社境内隣接地の法面崩落について、復旧のための実施設計等を 行う。

- ・事業内容 崩落地測量及び実施設計 3,080 千円
- •財源 一般財源

# (11) 観光施設災害復旧事業

2.667

冠水による浄化槽の破損により、なまはげ館のトイレが使用できなくなったことから、仮設トイレの設置及び仮配管工事を実施するとともに、今後の本復旧に向け実施設計を行う。

- ・事業内容 仮設トイレレンタル料 489 千円工事請負費 473 千円 (仮配管工事)実施設計 1,705 千円
- 財源 一般財源

# Ⅱ 総合計画(重点取組政策)に基づく事業

#### (1) 新若美庁舎非常用自家発電設備更新工事

16, 524

昨年11月の落雷により故障している若美庁舎の非常用自家発電設備について、国の「防災基本計画」に示されている、72時間以上稼働可能な設備に更新する。

- ・工事請負費 15,924 千円 (非常用発電装置、オイルタンク、既存撤去)
- ・職員人件費600千円
- · 財 源 市債、一般財源

# (2) 毎男鹿の観光再起動!誘客促進事業

6.500

令和5年12月から台湾—秋田間定期チャーター便が就航することから、インバウンド需要を取り込むために、本市を経由した旅行商品造成促進のインセンティブを設ける。

- ・事業内容 市内対象施設で利用できる 2,000 円分の土産物購入補助券を配布
- ・補助対象 市内に宿泊するインバウンドツアー参加者
- •補助先 男鹿市観光協会
- 財源 一般財源

# (3) 夢ある畜産経営ステップアップ支援事業

4, 500

畜産農家に対し、経営の省力化や効率化を図るための経費を県と協調し支援する。

- •補 助 先 畜産経営体
- ・補助対象 牛の行動モニタリングシステム
- •補助率 県 2/6、市 1/6
- ·財源 県支出金、市債

# (4) 新晩霜害からの果樹産地復旧支援事業

7, 414

令和5年4月下旬の晩霜により被害を受けた梨生産農家に対し、防除及び霜害回避 技術導入に要する経費を県と協調し支援する。

- ・補 助 先 霜害による減収率が3割以上の梨生産農家
- ・補助対象 防除薬剤、霜害回避技術導入(オイルヒーター)等
- •補助率県1/3、市1/3
- · 財 源 県支出金、一般財源

# (5) 新男鹿地区高校統合に関する協議会費

354

男鹿海洋高校と男鹿工業高校の統合に向け、広く市民の意見を聴き、男鹿市としての意見・要望を取りまとめるため「男鹿地区高校統合に関する協議会」を設置する。

- ・全体計画 令和5年10月 「男鹿地区高校統合に関する協議会」設置 令和5年10月以降 協議会開催(5回程度) 令和6年3月 協議会から報告、県教育委員会に要望書を提出。
- •財源 一般財源

#### Ⅲ 債務負担行為

#### (1) 男鹿市立保育園指定管理業務

596, 497

男鹿市立保育園7園を管理運営している社会福祉法人男鹿保育会の指定管理期間を 1年延長するため、債務負担行為を設定する。

- ・指定期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日(1年延長)
- ・業務内容 保育事業の運営に関する業務
- 限度額 596,497千円

#### (2) 男鹿駅周辺広場指定管理業務

28.500

男鹿駅周辺広場について、令和6年度以降3年間、指定管理による管理運営を行うため、債務負担行為を設定する。

- ・指定期間 令和6年4月1日~令和9年3月31日(3年間)
- ・業務内容 施設及び設備の維持管理、男鹿駅周辺の賑わい創出、 起業・創業にチャレンジする者等の支援
- ・限度額 28,500千円

#### (3)インフォメーションセンターわかみ指定管理業務

11, 340

インフォメーションセンターわかみについて、令和6年度以降3年間、指定管理による管理運営を行うため、債務負担行為を設定する。

- ・指定期間 令和6年4月1日~令和9年3月31日(3年間)
- ・業務内容 施設及び設備の維持管理、レストラン及び直売所の運営、 施設の賑わい創出
- · 限 度 額 11,340 千円

# (4) 男鹿市体育施設等指定管理業務

568, 045

男鹿市総合体育館やサンワーク男鹿など16施設について、令和6年度以降5年間、指定管理による管理運営を行うため、債務負担行為を設定する。

- ・指定期間 令和6年4月1日~令和11年3月31日(5年間)
- ・業務内容 施設等の利用許可及び利用制限等、施設等及び設備の維持管理、 施設等を活用したスポーツの普及振興、市民の健康促進
- •限度額 568,045千円